

第15章 農用地造成工事

第1節 調査及び施工計画

1. 事前調査における留意事項

安衛則 154,355

農用地造成工は、切盛土作業等、気象条件に制約を受けやすい面的作業であり、周辺既耕地、生活用水等の関係もあるので、事前調査を十分に行い、現地条件・工事規模・防災対策・施設管理・営農計画・環境保全等についても十分考慮し、安全かつ経済的なものとなるような施工方法を決定すること。

なお、調査すべき項目は次のとおりとする。

- (1) 対象地区の気象・水文・流況・湧水・地下水
- (2) 対象地区の地形・地質
- (3) 対象地区の植生
- (4) 交通・電力・通信の事情
- (5) 仮設建物・工事用道路等の仮設備用地
- (6) 施工現場周辺の人家・道路・交通量の状況

2. 施工計画における留意事項

施工計画における留意事項については、第1章第3節施工計画及び第4節計画の届出等に準じること。

第2節 伐木・刈払い・集積

1. 伐木、刈払い、集積作業時の留意事項

- (1) 伐木の作業を行う際には、作業員に伐倒する際の退避場を周知させ、作業員に危険を及ぼすおそれのあるかん木及び浮石等は除去しておくこと。また、伐木作業を行っている下方で、伐倒木の転落等により作業員に危険を及ぼすおそれのある場所には、作業員を立ち入らせないこと。

安衛則 477,481

- (2) 伐倒は、作業員に伐倒する際の合図を周知させ、周囲に作

安衛則 479

業員がいないことを確認した後に行うこと。

- (3) かかり木の伐木、つりきり等特殊な方法により伐木を行う際は、伐木に従事する作業員に危険が及ばぬよう十分注意し、前項に準じ安全、かつ、適切な方法で処理すること。 安衛則 479、481
- (4) 伐木の作業は、特殊教育を受けた者が行うこと。 安衛法 59、安衛則 36
- (5) 草刈機・チェーンソー等を使用の際は、機械本体はもちろん、刈払いした枝葉等によって周囲の作業員等に危険を及ぼさぬよう十分注意すること。
- (6) 刈払いした枝葉は集積し、資源の有効利用の観点から原則として再資源化施設等で適正に処理すること。 公災防 3

第3節 抜根・排根

立木抜根の作業は、本章第2節伐木・刈払い・集積に準じるとともに、立木や枝のはね返りによって事故を起こしやすいので、倒れた幹や枝等がブルドーザ等にもたれかからぬよう注意すること。 安衛則 479、481

また、伐排根する周辺に作業員・作業車等がいないことを確認してから作業を行うこと。

第4節 掘削及び盛土

1. 掘削及び盛土作業時の留意事項

- (1) 掘削及び盛土作業時の留意事項については、第7章土工工事に準じること。
- (2) 切盛作業は、木根・岩石等の落下事故に注意し、上・下段の並行作業は避けること。 安衛則 361
- (3) 構造物に近接する箇所で掘削作業を行う場合は、構造物の損壊等の防止措置を講じること。 安衛則 362
- (4) 改良山成畑工は、比較的大量の土工量が伴うので、防災対

策を特に考慮すること。

- (5) 急傾斜地等で作業する場合は、機械足場を確保すること。
- (6) 急傾斜地では、急発進、急旋回等の危険な操作はしないこと。
- (7) 本工事は、作業範囲が広く、点在する場合が多いので、安全確認を常に行うこと。

第5節 機械作業等

1. 機械作業の留意事項

- (1) 機械作業における留意事項については、第4章機械・装置・設備一般及び第7章第4節機械掘削に準じること。
- (2) アイドリング中のブレード昇降は、周囲を良く注意し、安全を確認してから操作すること。
- (3) 下り坂を走行するときは、必ず車速及びエンジン回転を低速にし、使用している変速段の仕様車速を超えないように、ブレーキを使用してゆっくり下ること。

安衛則 157

また、必要に応じ誘導者を配置すること。

- (4) 橋及び構造物等を通行する際には、あらかじめこれらの強度等を十分調査してから通行すること。

安衛則 154、155

また、橋梁等の管理者に連絡し、指示を受けること。

- (5) 凍結した地盤や降雨後の湿った斜面を走行するときは、スリップしやすいので徐行し、方向転換の際は十分注意すること。

第6節 土壌改良材等の散布等

1. 土壌改良材等散布作業時の留意事項

- (1) 散布作業は、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を着用すること。

安衛則 593、

594、597

- (2) 風向きなどを良く把握し、対象範囲の外に飛散しないよう
に特に注意すること。 安衛則 582
- (3) 作業衣等は、作業終了後直ちに着替えを行い、十分に水洗
を行うこと。